

兵庫県公報

平成23年9月9日 金曜日 第2319号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	1
○ 神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	6
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	7
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	11
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	11
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○ 入札公告（契約管理課）	13
○ 二級河川武庫川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	16
○ 一級河川加古川水系丹波圏域河川整備計画の策定（同）	16
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（東播磨県民局）	16
公安委員会告示	
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	17

告 示

兵庫県告示第964号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成23年9月15日からその効力を生ずるものとする。

平成23年9月9日

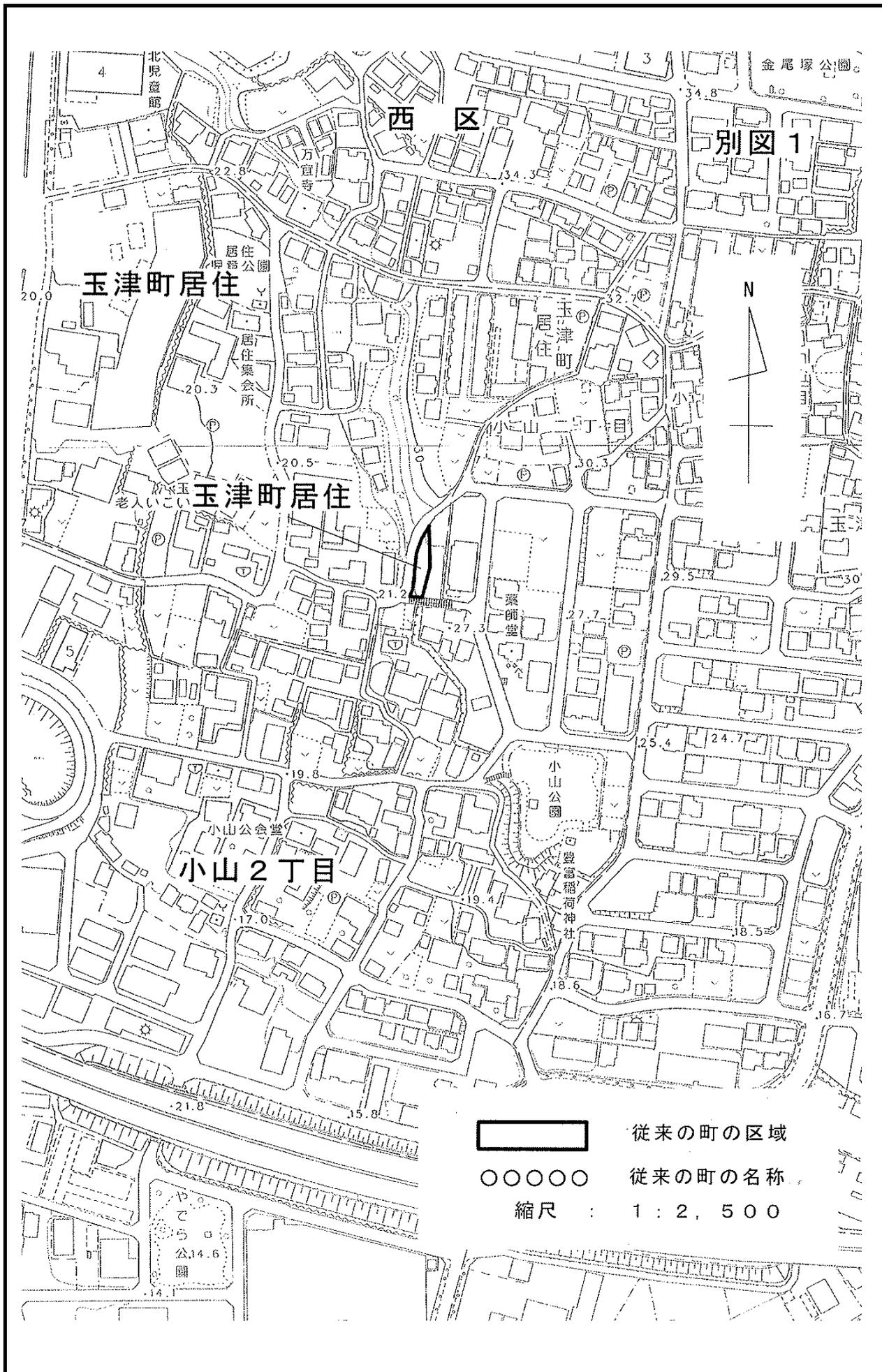
兵庫県知事 井戸敏三

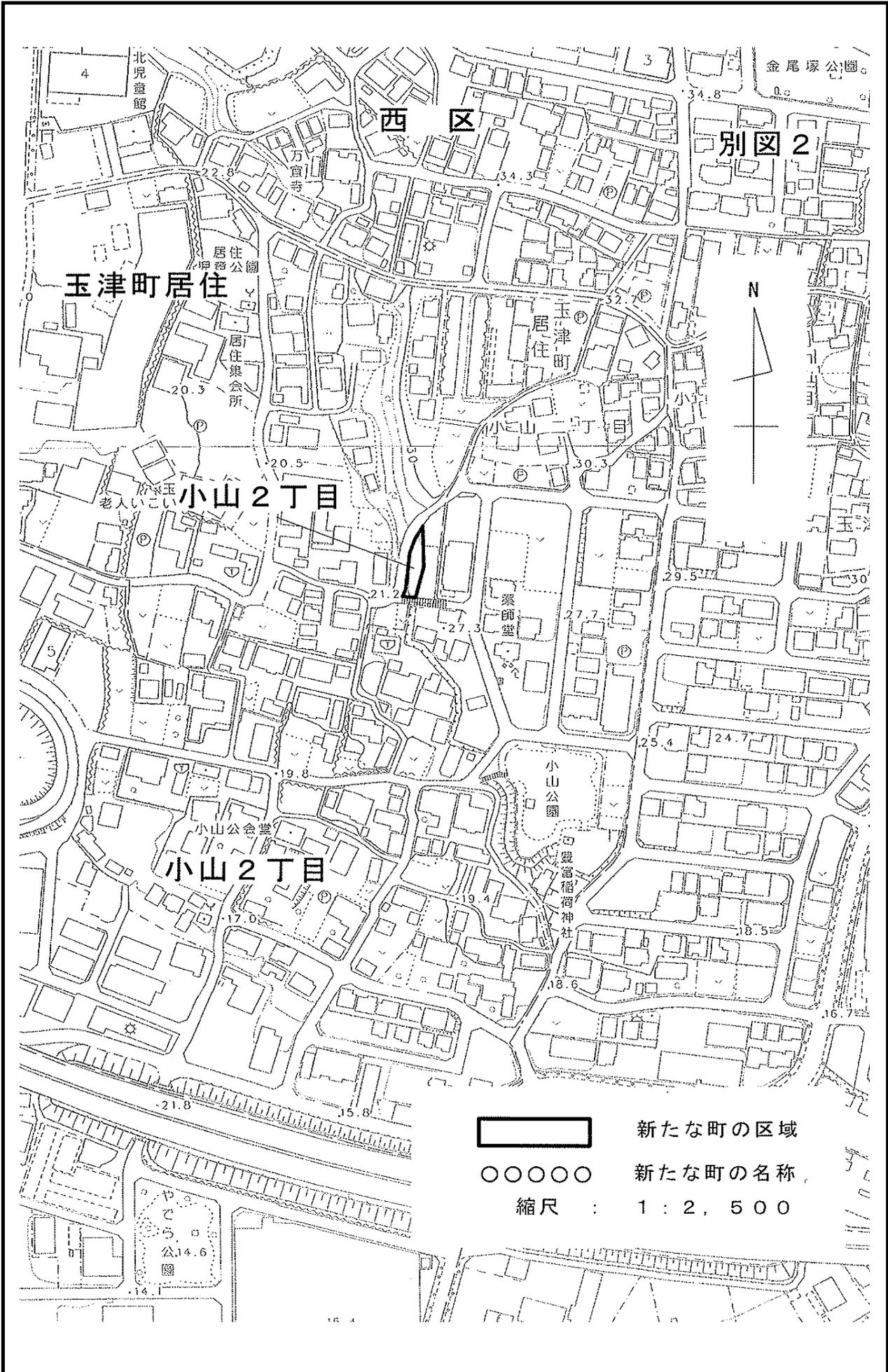
変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の字名

小山2丁目	玉津町居住字瓦坂259の7の南、西筆界、同259の6の西筆界、同259の1の西、北、東筆界、同259の6の東筆界、同259の7の東筆界	玉津町居住の一部
-------	---	----------

備考 地番は、平成23年4月13日現在の地番である。





兵庫県告示第965号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成23年9月15日からその効力を生ずるものとする。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
伊川谷町 井吹	越 前	800 801 801の2 802 803の1 803の2 804の1 804の2 805の5 805の6 805の8 805の9	井吹台西町 2丁目
	竹 谷	764の1 764の2	
	登り立	885の3	
	深 谷	675の1 675の3 675の18	
	小池口	575	井吹台西町 3丁目
	小池谷	630の1 633の1 633の6 649の35 649の36 649の42 649の 43 649の48 649の49 649の49の2 649の52 649の83 649の85 から649の88まで 649の92 649の109 649の127から649の136まで	
	深 谷	654 655の1 655の2 666 668の1 668の2 669 675の4 675の7 675の8 675の15から675の17まで 675の19から675の28 まで	
小池谷	633の5 649の126	井吹台西町 6丁目	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成22年12月21日現在の地番である。



兵庫県告示第966号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成23年9月15日からその効力を生ずるものとする。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
榎谷町池 谷	大 谷	50の90	井吹台北町 2丁目
	城ヶ谷	145の6 145の11 145の25 145の48から145の52まで 146の2 147の1 151の1 152の1 153の5 154の3	
	山ノ谷	228の11から228の13まで 228の44 228の83 228の118 228の119 232の5 232の6	
榎谷町寺 谷	榎 谷	1242の89 1242の90	

櫛谷町池谷	城ヶ谷	145の12から145の16まで 145の36 145の38 145の47 145の53 145の54 153の1 154の1 155 156の2	井吹台北町 3丁目
	山ノ谷	228の10 228の52 232の3	
	大谷	50の80 50の91 50の92	井吹台北町 4丁目
	小谷	19の11	
櫛谷町福谷	助 廣	339の18 339の46から339の48まで	井吹台北町 5丁目
	三ツ松	177の6 177の20から177の22まで 177の24 177の25 185の3	
櫛谷町寺谷	櫛 谷	1242の762 1242の763	
櫛谷町福谷	三ツ松	177の23	井吹台北町 5丁目
櫛谷町寺谷	櫛 谷	1242の760 1242の761	井吹台東町 7丁目
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成23年1月20日現在の地番である。



兵庫県告示第967号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成23年9月15日からその効力を生ずるものとする。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
山田町小部	瓜ウ子山	9の4	星和台1丁目
	長名風呂	1の1から1の4まで 1の6 1の11から1の15まで 1の22から1の25まで 10	
	成子谷	13の4 13の13	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成23年3月17日現在の地番である。



兵庫県告示第968号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員（退任）の届出があった。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 上滝土地改良区

退任役員

役員の区分
監 事

氏 名
若 林 俊 文

住 所
丹波市山南町上滝918番地

2 五斗長土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	桑 村 敏	淡路市斗ノ内224番地



兵庫県告示第969号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。
平成23年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時
平成23年9月27日（火）午後2時から午後2時15分まで
- 3 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第1号館10階農政環境部会議室



兵庫県告示第970号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成23年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町鐘尾字坂本441（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第971号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町藤尾字亀谷26の4、26の5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第972号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多可郡多可町八千代区大屋字惣山958の35、958の77、958の78
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第973号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多可郡多可町八千代区大屋字惣山958の1、958の32、958の44から958の46まで、958の49から958の52まで、958の54、958の56、958の58、958の60から958の62まで、958の64、958の65、958の67から958の70まで、958の72、958の74、958の75
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第974号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成23年8月24日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 たじま設備株式会社
主たる営業所の所在地 美方郡香美町村岡区村岡2754番地
代 表 者 の 氏 名 藤 沢 要
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-21）第700222号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部

(2) 期間
平成23年9月12日から同月14日までの3日間

- 4 処分の原因となった事実
たじま設備株式会社の代表取締役は、平成23年3月8日豊岡簡易裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により罰金10万円の判決を受け、同月25日に刑が確定した。
このことは建設業法第28条第1項第3号に該当する。



兵庫県告示第975号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成23年8月26日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 株式会社コマドメ建設
主たる営業所の所在地 朝来市生野町真弓410番地1
代 表 者 の 氏 名 駒 留 重 明
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般・特-19）第600886号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部

(2) 期間
平成23年9月14日から同月20日までの7日間

- 4 処分の原因となった事実
株式会社コマドメ建設は、兵庫県但馬県民局発注の「(砂)内尾谷川床固工整備工事」において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2に規定する金額以上で下請契約を締結し、施工させた。
このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。



兵庫県告示第976号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定

に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成23年8月26日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 白井建設
主たる営業所の所在地 朝来市和田山町秋葉台2番地32
代表者の氏名 中村佑也
許可番号 無許可

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
- (2) 期間
平成23年9月14日から同月16日までの3日間

- 4 処分の原因となった事実
白井建設は、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者であるが、兵庫県但馬県民局発注の「(砂)内尾谷川床固工整備工事」において、同法施行令第1条の2に規定する軽微な建設工事の範囲を超えた下請契約を締結し、施工した。
このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。



兵庫県告示第977号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点設置）
- 2 作業期間
平成23年7月22日から同年8月10日まで
- 3 作業地域
神戸市東灘区深江南町



兵庫県告示第978号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（道路台帳平面図データ更新）
- (2) 作業期間
平成23年1月24日から同年3月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市の一部地域
- 2 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量 1点）
- (2) 作業期間
平成23年3月1日から同年8月9日まで

- (3) 作業地域
尼崎市杭瀬寺島
- 3(1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量 1点）
- (2) 作業期間
平成23年4月18日から同年5月30日まで
- (3) 作業地域
尼崎市道意町3丁目地区



兵庫県告示第979号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 有限会社新生総合リース
代表者の氏名 青木峰輝
住所 神戸市中央区山本通2丁目13-13
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称)美和センター
所在地 西宮市田中町42番7
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成23年9月9日から同月22日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成23年9月9日から同月22日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1(1) 申請受付年月日 平成23年8月25日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人こうべ住宅支援センター
 - イ 代表者の氏名 前川 智
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区岩屋南町4番55号
 - エ 定款に記載された目的

1 (1) 申請受付年月日 平成23年8月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸国際ハーモニーアイズ協会

イ 代表者の氏名 瀧上 智信

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年をはじめとする全ての人々に対して、インターネットを介した市民制作のドキュメント映像作品配信、音楽を介したチャリティ活動推進、及び市民参加型のフェスティバル開催事業を行い、市民の映像・音楽文化の発展に貢献すると共に、市民制作のドキュメント作品が多くの人々に鑑賞され、多くの市民が明るく生きがいを持って暮らせる社会の創出に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年8月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人風

イ 代表者の氏名 湯ノ木 大亮

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市金楽寺町2丁目5番52-103号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に高齢者や障害のある人に対してより良く生活できるよう必要な福祉サービスや職業能力開発に関する事業を行うことにより地域の福祉増進を図ること、及び、高齢者や障害のある人が社会に参加することで生きがいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年8月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あいホーム

イ 代表者の氏名 武蔵 克昌

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市山口町上山口2丁目21番24号101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、多様な福祉サービスを提供する事業を行い、利用者の意向を尊重し、個人の尊厳を保持するとともに、総合的な支援の取り組みで自立した日常生活と地域社会参加の促進に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年8月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人お節介倶楽部

イ 代表者の氏名 酒居 啓介

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市東延末4丁目60 タイホービル東延末3F

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ子供達に対して自立できるようにする訓練等に関する事業を行い、障害を持つ子供達が住みやすい環境、すなわち大人の障害者や老人達も住みやすい環境を作ることにより心豊かな地域社会の構築に寄与することを目的とする。

~~~~~

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年9月9日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

1 調達内容

(1) 調達サービス名

電子施工管理システム

(2) 調達サービスの内容

仕様書による。

(3) 調達サービスの特質等

調達役務の内容等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (4) 利用期間  
平成24年1月1日（日）から平成28年12月31日（土）まで
- (5) 入札方法  
入札金額は、1箇月当たりの利用料とする。  
なお、落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 閲覧期間  
平成23年9月9日（金）から同月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所及び問合せ先  
契約条項については、次のとおり閲覧に供する。  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課技術情報係  
電話（078）341-7711 内線 4339
- 4 入札の参加申込み及び入札の方法等
- (1) 入札説明書の交付
- ア 交付期間  
平成23年9月9日（金）から同月26日（月）まで
- イ 交付方法  
兵庫県庁のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。  
なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「県政情報・統計」→「各種手続・入札」→「入札情報」内の見出し「入札公告」の中の「その他」の順にクリックして各画面を開き、「電子施工管理システム」の下の添付ファイルをダウンロードし保存することにより取得すること。
- ウ 問合せ先  
前記3(2)に同じ。
- (2) 入札参加申込書の提出期間及び方法
- ア 提出期間  
前記3(1)に同じ。
- イ 方法  
前記3(2)に持参すること。
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成23年10月20日（木）午前11時 兵庫県庁西館1階 大入札室
- (4) 入札書等の提出期限  
(3)の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年10月19日（水）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

## ア 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年10月18日（火）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## イ 契約保証金

契約金額（落札金額に契約期間60箇月を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (3) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要書類を平成23年9月26日（月）午後5時までに3(2)の場所に持参又は郵送等すること。

イ 入札者は、開札日の前日までに契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日までに納付（入札保証金に代わる入札保証保険証書の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合、保険期間は平成23年10月21日（金）以降を終了日とすること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札ではないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札においてアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 契約金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (5) 入札の無効

ア 本公告に示した一般競争入札参加資格の無い者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(7) 契約書作成の要否  
要

(8) その他  
詳細は入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of the service to be required:  
Electronic construction management system
- (3) Deadline for the submission of tender application forms  
17:00 September 26, 2011
- (4) Deadline for tenders  
11:00 October 20, 2011
- (5) Person to contact concerning the notice  
Contract Management Division, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo, 650-8567  
TEL (078) 341-7711 extension 4339



**二級河川武庫川水系河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川武庫川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課、神戸県民局神戸土木事務所、阪神南県民局西宮土木事務所及び尼崎港管理事務所、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田業務所並びに丹波県民局丹波土木事務所において公表する。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三



**一級河川加古川水系丹波圏域河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川加古川水系丹波圏域に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び丹波県民局丹波土木事務所において公表する。

平成23年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月9日

東播磨県民局長 福田好宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ阿弥陀店  
所在地 高砂市阿弥陀町阿弥陀65-1ほか

2 同法第8条第1項の規定により高砂市から聴取した意見の概要

- (1) 交通量増加に伴う計画地周辺道路における安全な通行空間の確保を行うこと。
  - ア 物品搬入車両の専用出入口の確保についてお願いしたい。
  - イ 市道魚橋・阿弥陀準幹線道路から市道阿弥陀147号線を経由し右折入庫する来客車両及び計画地西側の出入口から左折出庫し市道阿弥陀147号線を南進し、市道魚橋・阿弥陀準幹線道路を経由し国道2号に抜ける来客車両が発生するおそれがあるので、開店後にこれらについての調査、検討、対策が必要である。

また、当該市道は通学路にも指定されているため、安全対策について地元との協議が必要である。  
ウ 市道阿弥陀147号線は歩道もなく路側帯等の整備もされていないため、計画地西側の出入口については、歩行者等の安全確保について対策が必要である。

(2) 騒音対策及びゴミの減量・資源化に取り組むこと。

### 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

#### (2) 縦覧期間

平成23年9月9日から1月間

## 公 安 委 員 会 告 示

### 兵庫県公安委員会告示第431号

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年9月9日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

表10の部代表者の氏名の項中「利 倉 暁 一」を「阪 本 恭 三」に改める。